

東京大学経営協議会における総長選考・監察会議委員の選出に関する内規

令和4年3月16日

経営協議会可決

東大規則第53号

[沿革](#)

(趣旨)

第1条 この内規は、[東京大学経営協議会規則](#)（平成16年4月1日東大規則第3号）第4条第2項の規定による、経営協議会における総長選考・監察会議委員（以下「選考・監察会議学外委員」という。）を選出するにあたっての選考方針、選出手続について定める。

(選考方針)

第2条 選考・監察会議学外委員の選考にあたっては、東京大学経営協議会の学外委員の選考方針等について（令和3年3月18日役員会決定。以下「経営協議会学外委員選考方針」という。）「1.学外委員の構成に関する方針」に掲げるもののほか、組織の経営若しくは運営、教育活動、研究活動、文化活動又は社会活動等の経験に関する多様性についても配慮して行わなければならない。

(選出基準)

第3条 各選考・監察会議学外委員の選出にあたっては、経営協議会学外委員選考方針「2.学外委員の選考方針」に掲げるもののほか、次の基準を全て満たしていると認められる者から選出する。

- (1) 当該年度及びその直前の3年度のいずれかの年度において、委員報酬以外で本学から1千万円以上の金銭の支払を受けていないこと。
- (2) 本学総長の配偶者等（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他これに準ずる者として本学が認めた者を含む。以下同じ。）でないこと。
- (3) 本学総長又は本学総長の配偶者等の二親等内の親族でないこと。

2 前項のほか、利益相反の観点から、大学法人との関係について十分に留意するものとする。

(選出手続)

第4条 経営協議会に、選考・監察会議学外委員を選出するための学外委員候補者推薦委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、経営協議会の学外委員をもって組織する。

3 経営協議会は、選考・監察会議学外委員選出年度の総長選考・監察会議が最初に開催されるまでの間及び選考・監察会議学外委員が欠けたときはすみやかに、委員会を開くものとする。

4 委員会は、第2条の選考方針及び第3条の選出基準に基づき、選考・監察会議学外委員候補者の選考を行い、経営協議会に対し、各選考・監察会議学外委員についての選考理由を付した選考・監察会議学外委員候補者リストを提案するものとする。

- 5 経営協議会は、委員会が提案した選考・監察会議学外委員候補者リストについて審議し、選考・監察会議学外委員を選出する。
- 6 経営協議会の委員は、前項の審議において、委員会が提案した選考・監察会議学外委員候補者リストの修正を提案することができる。この場合において、委員会が提案した選考・監察会議学外委員候補者リストと同数の候補者を提案しなければならない。
- 7 本条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の定めるところによる。

(選出後の公表)

第5条 各選考・監察会議学外委員の選出にあたっては、経営協議会学外委員選考方針「2. 学外委員の選考方針」に掲げるもののほか、次の基準を全て満たしていると認められる者から選出する。

- (1) 選考理由
- (2) 略歴
- (3) 過去の任期も含めた在任年数
- (4) 大学法人との関係

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和8年4月1日から施行する。

沿革

東京大学経営協議会における総長選考・監察会議委員の選出に関する内規

体系情報

□第1編 組織及び運営

▽第1章 基本組織、経営協議会及び教育研究評議会

沿革情報

◆令和04年03月16日 経営協議会可決

◇令和08年04月01日